

年 組 名 前 :

問1

成人年齢が「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられるのは ①などが契機となりました。成人の定義が変わるのは ②年ぶり。県内では 2022 年度中に、約 ③人が新成人となる見込みです。①～③に入る言葉、数字は何ですか。

- ①

 ② 「 年ぶり」

 ③ 「 人」

問2

成人年齢が 18 歳以上に引き下げられることにより、18 歳から新たに何ができるようになりますか。3 つ挙げてください。

-

問3

成人年齢を 18 歳以上に引き下げること賛成か反対かに○を付け、その理由を書いてください。

「 」賛成 「 」反対

理由

「成人」4月から18歳以上に

4月1日の改正民法施行で成人年齢が18歳に引き下げられ、山梨県内では18、20歳の約2万2800人が2022年度中に「新成人」となる見込みだ。アパートや携帯電話の契約が親の同意なしにできるなど、20歳以上に認められていた権利が18歳から与えられる一方、責任も重くなる。

法務省によると、成人の定義が変わるのは146年ぶり。公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたことなどを契機に、改正民法が2018年に成立した。総務省統計局によると、県内で22年度中に20歳を迎えるのは約7800人、18歳は約7200人、19歳は約7800人。

広がる権利、責任も重く

18歳以上には父母の親権が及ばなくなり、親権が及ばなくなり、親の同意がない契約には取消権があるが、18歳以上には適用されなくなる。

女性の結婚可能年齢は16歳から18歳に引き上げられ、男女で統一。司法書士などの国家資格、10年有効のパスポートは18歳から取得できる。一方、健康面への悪影響や非行防止のため、飲酒や喫煙、公営ギャンブルの解禁は20歳のままとする。

改正少年法も4月1日から施行。重大事件を起こして起訴された18、19歳は「特定少年」として実名発表の対象となる可能性がある。

一方、県市長会と町村会が2019年、成人式の対象年齢を22年度以降も20歳とすることを申し合わせている。

〈宮川祐〉

4月1日の改正民法施行に伴うポイント

18歳(成人)でできるようになること	20歳でできること
<ul style="list-style-type: none"> ● 親の同意がない契約 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・部屋を借りるなど ● 10年有効のパスポート取得 ● 国家資格を取る (公認会計士、司法書士、医師免許など) ● 結婚 (女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になる) ● 性同一性障害の性別の取り扱いの変更審判 ● 普通自動車免許の取得(従来から) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒 ● 喫煙 ● 競馬、競輪、競艇、オートレースなど公営ギャンブルの投票券を買う ● 養子を迎える ● 大型・中型自動車運転免許の取得

※法務省への取材に基づき作成
 ※「結婚」「免許取得」以外はいずれも3月末までは20歳から

(2022年1月10日付 山梨日日新聞 22面)